

【改定前】

水道工事共通仕様書
水道管実施設計委託仕様書
水道用資機材仕様書

令和5年10月

福岡市水道局

【改定後】

水道工事共通仕様書
水道管実施設計委託仕様書
水道用資機材仕様書

令和6年10月

福岡市水道局

【改定前】

1-1-2 用語の定義

26. 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（平成29年1月30日付け国技建管第10号）に基づき実施しなければならない。

1-1-21 建設副産物

5. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に**含め**監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画書を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に**含め**監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

1-1-24 工事完成検査

1. 受注者は、契約約款第31条の規定に基づき、完成通知書を監督職員に提出しなければならない。

4. 検査員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 工事管理状況に関する、書類、記録及び写真等

【改定後】

1-1-2 用語の定義

26. 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の一部改正について」（令和3年3月26日付け国技建管第21号）に基づき実施しなければならない。

3

1-1-21 建設副産物

5. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に**その写しを添付して**監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画書を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に**その写しを添付して**監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

10

1-1-24 工事完成検査

1. 受注者は、契約約款第31条の規定に基づき、完成通知書を監督職員を**通じて、発注者**に提出しなければならない。

4. 検査員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 工事管理状況に関する、書類、記録及び写真等
- (3) 週休二日の履行状況

14

【改定前】

1-1-28 施工管理

3. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、**工事名**、工期、発注者名、**受注者名及び工事内容等**を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-2を参考とする。

また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和2年2月21日付け 国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。



図1-2 標示板の例

新規

1-1-38 交通安全管理

14. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

【改定後】

1-1-28 施工管理

3. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、**工事目的**、工期、発注者名**及び施工者名**を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-2を参考とする。

また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和3年5月27日付け 国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。



図1-2 標示板の例

15~16

1-1-30 週休二日の対応

受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。

17

1-1-39 交通安全管理

14. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

23

【改定前】

1-1-40 諸法令の遵守

- (8) 雇用保険法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 58 号)
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号)
- (15) 道路交通法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 52 号)
- (17) 道路運送車両法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)
- (22) 港湾法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 49 号)
- (25) 下水道法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 31 号)
- (26) 航空法 (令和 3 年 6 月改正 法律第 65 号)
- (40) 電気事業法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 49 号)
- (43) 建築基準法 (令和 3 年 5 月改正 法律第 44 号)
- (61) 空港法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)
- (67) 職業安定法 (令和 元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (68) 所得税法 (令和 2 年 3 月改正 法律第 8 号)
- (72) 電波法 (令和 3 年 3 月改正 法律第 19 号)
- (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号)
- (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 3 年 6 月改正 法律第 58 号)
- (80) **行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律** (令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)

1-1-47 保険の付保及び事故の補償

6. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則 1 ヶ月以内(電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則 4 0 日以内)に、発注者に提出しなければならない。**ただし、中小企業退職金共済法において除外されるものは、免除されるものとするが建設業退職金共済制度の掛金収納書は、工事請負契約締結後、1 ヶ月以内及び工事完成時(完成通知書提出時)に発注者に提出しなければならない。**なお、掛金収納書を提出できない場合は(例: 工事契約締結当初は、工事製作の段階であるため、建退共済制度の対象労働者を雇用しないこと等)についても、免除される場合と同様の取扱とする。また、受注者は建設業退職金共済制度に加入した場合は、共済証紙の購入及び共済証紙受払簿を作成し、監督職員から共済証紙受払簿の提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。

新規

【改定後】

1-1-41 諸法令の遵守

- (8) 雇用保険法 (令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号)
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号)
- (15) 道路交通法 (令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号)
- (17) 道路運送車両法 (令和 4 年 3 月改正 法律第 4 号)
- (22) 港湾法 (令和 4 年 3 月改正 法律第 7 号)
- (25) 下水道法 (令和 4 年 5 月改正 法律第 44 号)
- (26) 航空法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 62 号)
- (40) 電気事業法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 74 号)
- (43) 建築基準法 (令和 4 年 5 月改正 法律第 55 号)
- (61) 空港法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 62 号)
- (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和 4 年 5 月改正 法律第 46 号)
- (67) 職業安定法 (令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号)
- (68) 所得税法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 71 号)
- (72) 電波法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 70 号)
- (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
(令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号)
- (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 4 年 3 月改正 法律第 12 号)
- (80) **個人情報の保護に関する法律** (令和 4 年 5 月改正 法律第 54 号)

24~26

1-1-48 保険の付保及び事故の補償

6. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則 1 ヶ月以内(電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則 4 0 日以内)に、発注者に提出しなければならない。
また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。

28~29

1-1-50 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。

29

【改定前】

2-5-1 一般事項

1. 道路用砕石及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。
 JIS A 5001 (道路用砕石)
 JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 附属書 A (レディーミクストコンクリート用骨材)
 JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂)
 JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材)
 JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材)
 JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材)
 JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材)
 JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)
 JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)

2-9-3 混和材料

5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、平成30年10月)の規格に適合するものとする。

2-11-3 再生用添加剤

- 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和2年12月改正 政令第34号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、2-26、2-27の規格に適合するものとする。

表2-27 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項目	標準的性状
動粘度(60℃) mm ² /S	80~1,000
引火点 ℃	250以上
薄膜加熱後の粘度比(60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内
密度(15℃) g/cm ³	報告
組成(石油学会法 JPI-5S-70-10)	報告

[注1] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm³以上とすることが望ましい。

【改定後】

2-5-1 一般事項

1. 道路用砕石及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。
 JIS A 5001 (道路用砕石)
 JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 附属書 A (レディーミクストコンクリート用骨材)
 JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂)
 JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材)
 JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材)
 JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材)
 JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材)
 JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)
 JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)
 JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材)

33

2-9-3 混和材料

5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) [2018年制定] JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、2018年10月)の規格に適合するものとする。

51

2-11-3 再生用添加剤

- 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和4年2月改正 政令第51号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、2-26、2-27の規格に適合するものとする。

表2-27 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項目	標準的性状
動粘度(60℃) mm ² /S	80~1,000
引火点 ℃	250以上
薄膜加熱後の粘度比(60℃)	2以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内
密度(15℃) g/cm ³	報告
組成(石油学会規格 JPI-5S-70-10)	報告

[注1] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm³以上とすることが望ましい。

55~56

【改定前】

第3章 一般施工

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（平成29年11月）
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	（平成29年11月）
日本道路橋協会 鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	（平成31年3月）
日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成4年12月）
日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成2年11月）
建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和49年7月）
建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について	（平成2年9月）
日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針	（平成元年6月）
国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	（平成26年12月一部改正）
環境庁 水質汚濁に係る環境基準について	（平成31年3月）
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	（令和3年3月）
日本道路協会 杭基礎施工便覧	（令和2年9月）
全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針	（平成25年10月）
地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	（平成24年5月）
日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針	（平成24年8月）
日本道路協会 道路土工要綱	（平成21年6月）
日本道路協会 道路土工－盛土工指針	（平成22年4月）
日本道路協会 切土工・斜面安定工指針	（平成21年6月）
日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	（平成24年7月）
日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	（平成22年3月）
日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針	（平成11年3月）
日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧	（令和3年10月）
日本道路協会 舗装再生便覧	（平成22年11月）

次頁へ続く

【改定後】

第3章 一般施工

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（平成29年11月）
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	（平成29年11月）
日本道路橋協会 鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	（平成31年3月）
日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成4年12月）
日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成2年11月）
建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和49年7月）
建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について	（平成2年9月）
日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針	（平成元年6月）
国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	（平成26年12月一部改正）
環境庁 水質汚濁に係る環境基準（環境省告示第62号）	（令和3年10月）
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	（令和3年3月）
日本道路協会 杭基礎施工便覧	（令和2年9月）
全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針	（平成25年10月）
地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	（平成24年5月）
日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針	（平成24年8月）
日本道路協会 道路土工要綱	（平成21年6月）
日本道路協会 道路土工－盛土工指針	（平成22年4月）
日本道路協会 切土工・斜面安定工指針	（平成21年6月）
日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	（平成24年7月）
日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	（平成22年3月）
日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針	（平成11年3月）
日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧	（令和3年10月）
日本道路協会 舗装再生便覧	（平成22年11月）

次頁へ続く

【改定前】

次頁からの続き

日本道路協会 舗装施工便覧	(平成 18 年 2 月)
日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成 9 年 12 月)
建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について	(昭和 53 年 7 月)
建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定)	(令和 3 年 4 月)
建設省 道路付属物の基礎について	(昭和 50 年 7 月)
日本道路協会 道路標識設置基準・同解説	(令和 2 年 6 月)
日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説	(昭和 59 年 10 月)
建設省 土木構造物マニュアル(案)〔土木構造物・橋梁編〕	(平成 11 年 11 月)
建設省 土木構造物マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案) 〔ボックスカルバート・擁壁編〕	(平成 11 年 11 月)
国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱	(平成 14 年 5 月)
厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	(令和 2 年 7 月)
国土交通省 土木構造物マニュアル(案)〔樋門編〕	(平成 13 年 12 月)
国土交通省 土木構造物マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)	(平成 13 年 12 月)
国土交通省 道路土工構造物技術基準	(平成 27 年 3 月)
労働省 騒音障害防止のためのガイドライン	(平成 4 年 10 月)
厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン	(平成 21 年 4 月)
土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)	(平成 30 年 10 月)

3-6-7 アスファルト舗装工

- (11) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は 110℃以上、また、1 層の仕上がり厚さは 10cm 以下としなければならない。
但し、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。

3-6-11 グースアスファルト舗装工

表 3-30 接着剤の規格鋼床版用

項目	規格値	試験法
	ゴムアスファルト系	
不揮発分 (%)	50 以上	JIS K6833-1, 2
粘度(25℃) [Poise (Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K6833-1, 2
指触乾燥時間(分)	90 以下	JIS K5600
低温風曲試験(-10℃、3mm)	合格	JIS K5600
基盤目試験(点)	10	JIS K5600
耐湿試験後の基盤目試験(点)	8 以上	JIS K5664
塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8 以上	JIS K5600

【改定後】

次頁からの続き

日本道路協会 舗装施工便覧	(平成 18 年 2 月)
日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成 9 年 12 月)
建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について	(昭和 53 年 7 月)
建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定)	(令和 3 年 4 月)
建設省 道路付属物の基礎について	(昭和 50 年 7 月)
日本道路協会 道路標識設置基準・同解説	(令和 2 年 6 月)
日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説	(昭和 59 年 10 月)
建設省 土木構造物マニュアル(案)〔土木構造物・橋梁編〕	(平成 11 年 11 月)
建設省 土木構造物マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案) 〔ボックスカルバート・擁壁編〕	(平成 11 年 11 月)
国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱	(平成 14 年 5 月)
厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	(令和 2 年 7 月)
国土交通省 土木構造物マニュアル(案)〔樋門編〕	(平成 13 年 12 月)
国土交通省 土木構造物マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)	(平成 13 年 12 月)
国土交通省 道路土工構造物技術基準	(平成 27 年 3 月)
労働省 騒音障害防止のためのガイドライン	(平成 4 年 10 月)
厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン	(平成 21 年 4 月)
土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) [2018 年制定]	(2018 年 10 月)
地盤工学会 地山補強土工設計工法設計・施工マニュアル	(平成 23 年 8 月)

3-6-7 アスファルト舗装工

- (11) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は 110℃以上、また、1 層の仕上がり厚さは 10cm 以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督職員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適正な温度を決定するものとする。

3-6-11 グースアスファルト舗装工

表 3-30 接着剤の規格鋼床版用

項目	規格値	試験法
	ゴムアスファルト系	
不揮発分 (%)	50 以上	JIS K6833-1, 2
粘度(25℃) [Poise (Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K6833-1, 2
指触乾燥時間(分)	90 以下	JIS K5600
低温風曲試験(-10℃、3mm)	合格	JIS K5600
基盤目試験(点)	10	JIS K5600
耐湿試験後の基盤目試験(点)	8 以上	JIS K5600
塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8 以上	JIS K5600

【改定前】

3-10-1 一般事項

1. 本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・作業構台工、路面覆工、土留・仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、法面吹付工その他これらに類する工種について定める。

第4章 土 工

第1節 適 用

1. 本章は、河川土工、砂防土工、道路土工、**港湾**土工その他これらに類する工種について適用する。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。**なお**、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

4-3-2 掘削工

6. 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかわらないように**つと**めなければならない。

4-3-3 盛土工

11. 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかわらないように**つと**めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。

4-3-7 残土処理工

2. 残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかわらないよう**つと**めなければならない。

4-4-3 路体盛土工

14. 受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかわらないように**つと**めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。

4-4-4 路床盛土工

16. 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかわらないように**つと**めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。

第5章 無筋、鉄筋コンクリート

第1節 適 用

3. 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成30年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

【改定後】

3-10-1 一般事項

1. 本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・作業構台工、路面覆工、土留・仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、法面吹付工、**足場工**、その他これらに類する工種について定める。

140

第4章 土 工

第1節 適 用

1. 本章は、河川土工、砂防土工、道路土工、**海岸**土工その他これらに類する工種について適用する。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。**また**、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

148

4-3-2 掘削工

6. 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民**及び道路利用者**に迷惑がかわらないように**努め**なければならない。

150

4-3-3 盛土工

11. 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民**及び道路利用者**に迷惑がかわらないように**努め**なければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。

151

4-3-7 残土処理工

2. 残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民**及び道路利用者**に迷惑がかわらないように**努め**なければならない。

152

4-4-3 路体盛土工

14. 受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民**及び道路利用者**に迷惑がかわらないように**努め**なければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。

157

4-4-4 路床盛土工

16. 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民**及び道路利用者**に迷惑がかわらないように**努め**なければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。

158

第5章 無筋、鉄筋コンクリート

第1節 適 用

3. 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」**[2017年制定]**（土木学会、2018年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

159

【改定前】

第2節 適用すべき諸基準

1. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	（平成 30 年 3 月）
土木学会	コンクリート標準示方書（設計編）	（平成 30 年 3 月）
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針	（平成 24 年 6 月）
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	（平成 14 年 7 月 31 日）
国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	（平成 14 年 7 月 31 日）
土木学会	鉄筋定着・継手指針	（令和 2 年 3 月）
公益社団法人	日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事	（平成 29 年 9 月）
	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	（平成 29 年 3 月）
	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（案）	（平成 28 年 7 月）
	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	（平成 30 年 6 月）
	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	（平成 30 年 6 月）
	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	（平成 31 年 1 月）

第3節 レディーミクストコンクリート

5-3-2 工場の選定

1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。
- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成 30 年 5 月 30 日公布 法律第 33 号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。
- (2) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成 30 年 5 月 30 日公布 法律第 33 号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。

なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

【改定後】

第2節 適用すべき諸基準

1. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	[2017 年制定]	（2018 年 3 月）
土木学会	コンクリート標準示方書（設計編）	[2017 年制定]	（2018 年 3 月）
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針	[2012 年版]	（平成 24 年 6 月）
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について		（平成 14 年 7 月 31 日）
国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について		（平成 14 年 7 月 31 日）
土木学会	鉄筋定着・継手指針	[2020 年制定]	（令和 2 年 3 月）
日本鉄筋継手協会	鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事		（平成 29 年 8 月）
	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン		（平成 29 年 3 月）
	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（案）		（平成 28 年 7 月）
	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン		（平成 30 年 6 月）
	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン		（平成 30 年 6 月）
	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン		（平成 31 年 1 月）

第3節 レディーミクストコンクリート

5-3-2 工場の選定

1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。
- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。
- (2) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。

なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

【改定前】

5-5-4 材料の計量及び練混ぜ

3. 練混ぜ

(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法) 及び **土木学会規準**「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。

5-6-4 打設

5. 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針 **(案)** 5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートブレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。

5-7-3 加工

3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、平成30年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

5-7-5 継手

8. 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督職員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。
 ①使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。
 ②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針(令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。

第6章 管布設工事

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。

日本水道協会 水道施設設計指針	(2012年度版)
日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説	
建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	(昭和49年7月)
建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について	(平成2年9月)
日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針	
環境庁 水質汚濁に係わる環境基準について	(平成28年3月)
福岡市水道局 給水装置工事施行基準	(平成29年9月)

【改定後】

5-5-4 材料の計量及び練混ぜ

3. 練混ぜ

(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法) 及び **JSCE-I 502-2013**「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。

5-6-4 打設

5. 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針 **[2012年版]** 5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートブレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。

5-7-3 加工

3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、**2018**年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

5-7-5 継手

8. 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督職員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。
 ①使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。
 ②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針 **[2020年制定]**(令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。

第6章 管布設工事

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。

公益社団法人 日本水道協会水道施設設計指針	(2012年度版)
公益社団法人 日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説	
建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	(昭和49年7月)
建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について	(平成2年9月)
日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針	(平成元年6月)
環境庁 水質汚濁に係わる環境基準 (環境省告示第62号)	(令和3年10月)
福岡市水道局 給水装置工事施行基準	(令和5年4月)

163

165

169

170

181

【改定前】

6-5-2 掘削工

14. 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民に迷惑をかけるようにしなければならぬ。

6-5-9 埋戻工

5. 受注者は、埋戻しの施工にあたって、埋戻し材を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。

【改定後】

6-5-2 掘削工

14. 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑をかけるように努めなければならない。

184

6-5-9 埋戻工

5. 受注者は、埋戻しの施工にあたって、埋戻し材を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。

185